



島根県報

平成18年 3月31日 (金)

号外 第 30 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.jp/>

目 次

条 例

島根県県税条例の一部を改正する条例

(税 務 課)

公布された条例等のあらまし

島根県県税条例の一部を改正する条例 (条例第36号)

1 条例の概要

(1) 自動車税

排出ガス及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車については税率を軽減し、新車新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車は税率を重くする特例措置 (いわゆる「自動車税のグリーン化」) を 2 年間延長することとした。(附則第19項関係)

ア 平成18年度及び平成19年度に新車新規登録から11年 (ガソリン車又はLPG車は、13年) を経過した自動車 (電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、一般乗用バス及び被けん引車を除く。) について、その翌年度から税率を概ね100分の10重課する特例措置を講ずることとした。

イ 平成18年度及び平成19年度に新車新規登録された以下の自動車について、当該登録の翌年度に次の特例措置を講ずることとした。

㊦ 平成17年自動車排出ガス基準値より75パーセント以上排出ガス性能の良い自動車で燃費基準値より20パーセント以上燃費性能の良いもの並びに電気自動車、天然ガス自動車及びメタノール自動車について、税率を概ね100分の50軽減することとした。

㊧ 平成17年自動車排出ガス基準値より75パーセント以上排出ガス性能の良い自動車で燃費基準値より10パーセント以上燃費性能の良いものについて、税率を概ね100分の25軽減することとした。

(2) 不動産取得税 (附則第14項関係)

100分の4の税率を100分の3としている特例措置について、次のとおりとすることとした。

ア 住宅及び土地に係る特例措置を平成21年3月31日まで延長することとした。

イ 住宅以外の家屋に係る特例措置を廃止することとした。ただし、平成18年4月1日から平成20年3月31日までの2年間に限り、税率を100分の3.5とする経過措置を講ずることとした。

(3) 特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例の一部改正

100分の0.4の不動産取得税の不均一課税に係る税率を100分の0.3としている特例措置について、次のとおりとすることとした。(附則第5項関係)

ア 土地に係る特例措置を平成21年3月31日まで延長することとした。

イ 建物に係る特例措置を廃止することとした。ただし、平成18年4月1日から平成20年3月31日までの2年間に限り、税率を100分の0.35とする経過措置を講ずることとした。

(4) その他規定の整理

2 施行期日

平成18年4月1日から施行することとした。ただし、1の(4)の一部については、平成18年5月1日から施行することとした。

条 例

島根県県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年3月31日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県条例第36号

島根県県税条例の一部を改正する条例

島根県県税条例（昭和51年島根県条例第10号）の一部を次のように改正する。

第13条の表第1号中「資本の金額又は出資金額と法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第17号に規定する資本積立金額又は同条第17号の3に規定する連結個別資本積立金額との合計額」を「法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第16号に規定する資本金等の額又は同条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額」に、「資本等の金額」を「資本金等の額」に、「資本の金額又は出資金額を」を「資本金の額又は出資金の額を」に、「以下同じ」を「次号から第4号までにおいて同じ」に改め、同表第2号から第4号までの規定中「資本等の金額」を「資本金等の額」に改める。

第16条第1項中「、生命保険業及び損害保険業」を「及び保険業」に改め、同項第1号イ中「資本等の金額」を「資本金等の額」に改め、同条第3項中「、生命保険業及び損害保険業」を「及び保険業」に改め、同条第4項中「資本の金額又は出資金額」を「資本金の額又は出資金の額」に改め、同項第1号イ中「資本等の金額」を「資本金等の額」に改める。

第19条第2項中「、生命保険業及び損害保険業」を「又は保険業」に改める。

第48条中「ただし、」の次に「賦課期日後に納税義務が発生した場合その他」を加える。

第67条中「営業」を「事業」に改める。

附則第8項及び第9項中「資本の金額若しくは出資金額」を「資本金の額若しくは出資金の額」に改める。

附則第14項を次のように改める。

（不動産取得税の税率の特例）

14 次の各号に掲げる不動産の取得が行われた場合における不動産取得税の税率は、第22条の規定にかかわらず、当該各号に定める率とする。

(1) 平成18年4月1日から平成21年3月31日までの間に住宅又は土地の取得が行われた場合 100分の3

(2) 平成18年4月1日から平成20年3月31日までの間に住宅以外の家屋の取得が行われた場合 100分の3.5

附則第19項第1号中「各年度分」を「年度分」に改め、同号ア及びイを次のように改める。

ア ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で平成7年3月31日までに初めて道路運送車両法第7条第1項に規定する新規登録（以下この項において「新車新規登録」という。）を受けたもの 新車新規登録を受けた日から起算して14年を経過する日の属する年度

イ 軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車その他のアに掲げる自動車以外の自動車で平成9年3月31日までに新車新規登録を受けたもの 新車新規登録を受けた日から起算して12年を経過する日の属する年度

附則第19項第1号ウからオまでを削り、同項第2号中「平成13年4月1日から平成14年3月31日」を「平成18年4月1日から平成19年3月31日」に、「平成14年度分及び平成15年度分」を「平成19年度分」に、「平成14年4月1日から平成15年3月31日」を「平成19年4月1日から平成20年3月31日」に、「平成15年度分及び平成16年度分」を「平成20年度分」に改め、「、当該自動車が平成15年4月1日から平成16年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成16年度分の自動車税に限り」を削り、同項第4号中「平成13年4月1日から平成14年3月31日」を「平成18年4月1日から平成19年3月31日」に、「平成14年度分及び平成15年度分」を「平成19年度分」に、「平成14年4月1日から平成15年3月31日」を「平成19年4月1日から平成20年3月31日」に、「平成15年度分及び平成16年度分」を「平成20年度分」に改め、同項第6号を削り、同項の表中

中間軽課税率	軽課税率	中間軽課税率
6,000円	7,000円	6,000円
6,500円	7,500円	6,500円
7,500円	8,500円	7,500円
10,500円	12,500円	10,500円
12,000円	14,000円	12,000円
13,500円	16,000円	13,500円
15,500円	18,000円	15,500円
18,000円	21,000円	18,000円
20,500円	24,000円	20,500円
31,000円	35,500円	31,000円
22,500円	26,000円	22,500円
26,000円	30,500円	26,000円
30,000円	34,500円	30,000円
34,000円	39,500円	34,000円
38,500円	44,500円	38,500円
43,500円	50,500円	43,500円
50,000円	58,000円	50,000円
57,500円	67,000円	57,500円
66,000円	77,000円	66,000円
83,500円	97,000円	83,500円
5,000円	6,000円	5,000円
7,000円	8,000円	7,000円
9,000円	10,500円	9,000円
11,500円	13,500円	11,500円
14,000円	16,500円	14,000円
16,500円	19,500円	16,500円
19,500円	22,500円	19,500円
22,500円	26,000円	22,500円
3,500円	4,100円	3,500円
11,500円	13,500円	11,500円
6,000円	7,000円	6,000円
6,000円	7,000円	6,000円
9,000円	10,500円	9,000円
12,000円	14,000円	12,000円
15,500円	18,000円	15,500円
19,500円	22,500円	19,500円
22,500円	26,500円	22,500円
26,500円	30,500円	26,500円
30,500円	35,500円	30,500円
4,700円	5,500円	4,700円
15,500円	18,000円	15,500円

8,000円	9,000円
9,000円	10,500円
11,000円	13,000円
13,500円	15,500円
15,000円	17,500円
17,000円	20,000円
19,500円	22,500円
22,000円	25,500円
20,000円	23,500円
24,000円	28,000円
28,500円	33,500円
33,000円	38,500円
38,000円	44,000円
43,000円	50,000円
48,000円	56,000円
25,000円	29,000円
31,000円	36,000円
37,000円	43,000円
43,000円	50,000円
49,500円	57,000円
55,500円	64,500円
62,500円	72,500円
3,500円	4,000円
5,500円	6,500円
3,000円	3,500円
4,500円	5,500円
7,500円	8,500円
4,000円	5,000円
5,000円	6,000円
10,000円	11,500円
5,000円	6,000円
7,000円	8,000円
9,000円	10,500円
11,500円	13,500円
14,000円	16,500円
16,500円	19,500円
19,500円	22,500円
22,500円	26,000円
4,000円	4,500円
38,500円	44,000円
附則第19項第3号の規定に	附則第19項第4号の規定に

を

に改める。

8,000円
9,000円
11,000円
13,500円
15,000円
17,000円
19,500円
22,000円
20,000円
24,000円
28,500円
33,000円
38,000円
43,000円
48,000円
25,000円
31,000円
37,000円
43,000円
49,500円
55,500円
62,500円
3,500円
5,500円
3,000円
4,500円
7,500円
4,000円
5,000円
10,000円
5,000円
7,000円
9,000円
11,500円
14,000円
16,500円
19,500円
22,500円
4,000円
38,500円
附則第19項第3号の規定に

より読み替え て適用される 第 4 号	より読み替え て適用される 第 4 号	より読み替え て適用される 第 4 号
附則第19項第 3 号の規定に より読み替え て適用される 第 2 号	附則第19項第 4 号の規定に より読み替え て適用される 第 2 号	附則第19項第 3 号の規定に より読み替え て適用される 第 2 号
附則第19項第 3 号の規定に より読み替え て適用される 第 1 号	附則第19項第 4 号の規定に より読み替え て適用される 第 1 号	附則第19項第 3 号の規定に より読み替え て適用される 第 1 号
附則第19項第 3 号の規定に より読み替え て適用される 第 2 号	附則第19項第 4 号の規定に より読み替え て適用される 第 2 号	附則第19項第 3 号の規定に より読み替え て適用される 第 2 号
附則第19項第 3 号の規定に より読み替え て適用される 第 3 号	附則第19項第 4 号の規定に より読み替え て適用される 第 3 号	附則第19項第 3 号の規定に より読み替え て適用される 第 3 号
18,000円	21,000円	18,000円
21,000円	24,500円	21,000円
24,000円	27,500円	24,000円
27,000円	31,500円	27,000円
31,000円	35,500円	31,000円
35,000円	40,500円	35,000円
40,000円	46,500円	40,000円
46,000円	53,500円	46,000円
53,000円	61,500円	53,000円
67,000円	77,500円	67,000円
6,000円	7,000円	6,000円
9,000円	10,500円	9,000円
12,000円	14,000円	12,000円
15,500円	18,000円	15,500円
19,500円	22,500円	19,500円
22,500円	26,500円	22,500円
26,500円	30,500円	26,500円
30,500円	35,500円	30,500円
5,000円	5,500円	5,000円

50,500円	57,500円	50,500円
附則第19項第3号の規定により読み替えて適用される第4号	附則第19項第4号の規定により読み替えて適用される第4号	附則第19項第3号の規定により読み替えて適用される第4号
附則第19項第3号の規定により読み替えて適用される第2号	附則第19項第4号の規定により読み替えて適用される第2号	附則第19項第3号の規定により読み替えて適用される第2号
2,800円	3,000円	2,800円
3,500円	4,000円	3,500円
5,000円	5,500円	5,000円
4,000円	4,500円	4,000円
5,000円	5,500円	5,000円
6,000円	7,000円	6,000円

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第67条の改正規定は、平成18年5月1日から施行する。

(県民税に関する経過措置)

2 この条例による改正後の島根県県税条例（以下「新条例」という。）第13条並びに附則第8項及び第9項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度分の法人の県民税、施行日以後に開始する連結事業年度分の法人の県民税及び施行日以後に開始する計算期間分の法人の県民税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の県民税、施行日前に開始した連結事業年度分の法人の県民税及び施行日前に開始した計算期間分の法人の県民税については、なお従前の例による。

(事業税に関する経過措置)

3 新条例第16条第1項、第3項及び第4項並びに第19条第2項の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税及び施行日以後に開始する計算期間に係る法人の事業税並びに施行日以後の解散（合併による解散を除く。以下同じ。）による清算所得に対する事業税（清算所得に対する事業税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人の事業税及び残余財産の一部分配により納付すべき法人の事業税を含む。以下同じ。）について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税及び施行日前に開始した計算期間に係る法人の事業税並びに施行日前の解散による清算所得に対する事業税については、なお従前の例による。

(不動産取得税に関する経過措置)

4 新条例附則第14項の規定は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

(自動車税に関する経過措置)

5 新条例附則第19項の規定は、平成18年度以後の年度分の自動車税について適用し、平成17年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

(特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例の一部改正)

6 特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例（昭和48年島根県条例第37号）の一部を次のように改正する。

附則第 5 項中「第14項」を「第14項各号」に、「100分の0.3」を「次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める率」に改め、同項に次の 2 号を加える。

(1) 土地 100分の0.3

(2) 建物 100分の0.35

(特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

7 前項の規定による改正前の特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例附則第 5 項に規定する建物及びその附属設備並びにこれらの敷地である土地の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

